

## 会計基準グローバル化の国際環境

小川文雄

### I. はじめに

『国際会計基準』<sup>1)</sup>の成立・発展を、グローバル経済のガバナンス問題とその対応として認識し位置づけることが、過去数十年何よりもグローバル化として特徴づけられる国際経済発展のより広い展望のなかで、国際会計成立・発展の意義を把握するための一つの有力な方法ではないかと、筆者は考える。

第2次世界大戦後のIFM-GATT体制に基づく国際金融体制、国際貿易体制は、順調に機能し、世界の貿易額や資本取引額、GNP、GDP、経済成長は増大、上昇し、諸国家間の相互依存関係はますます緊密なものとなってきた。

そのような推移の中で、1957年、オランダの会計士Kraayenhof氏が自由主義世界全体で貿易および投資を促進するためには会計基準および会計実務における国際的統一の達成が必要であると提唱し、その後「国際会計士会議」(IAC)内での一連の動きを経て、ようやく1973年6月29日「国際会計基準委員会」(IASC)が設立された<sup>2)</sup>。その後、1975年1月、「国際会計基準第1号 財務諸表の表示」(IAS1 Disclosure of Accounting Policies)の発表を皮切りに、次々とテーマ別に国際会計基準を発表し続けた。

しかし、その頃の「国際会計基準委員会」(IASC)は資金もスタッフも不足状態であり、

会計基準設定能力が欠如し、しばしばそのIASはUS-GAAP (ARB, APBopinion会計原則審議会意見書やSFAS財務会計基準)と酷似したものであるか、それらの焼き直しあるいは先進諸国GAAPのエッセンス版とみなしうるのであった<sup>3)</sup>。また、そもそもIASCは国際機関ではあるが民間の会計基準設定機関であり、IASに準拠した財務諸表作成について企業に対する強制力がなく、IAS第1号発表以来およそ四半世紀にわたり、世界中で、あるいは主要国中心に任意適用のルールとなっていた。

ところが、その間もIFM-GATT体制に基づく国際経済は、ますます成長、拡大を続けてきた。とくに、1973年第1次石油危機、1979年第2次石油危機、1985年プラザ合意はエポック・メイキングな出来事として、発展途上国、多国籍企業、環境、開発、ガバナンス、金融、資本取引、投資等に関する新たな国際的諸問題を言わば次々と生起させ、これらに対応してUN、IMF、OECDやGATT等の国際機構や国際条約が新たな政策や行動を採ってきた。また、IASC・「国際会計基準審議会」(IASB)や「証券監督者国際機構」(IOSCO)、「国際会計士連盟」(IFAC)等の会計基準設定や証券市場規制、会計士に関わる国際団体、さらに「(米国)財務会計基準審議会」(FASB)や「(米国)証券取引委員会」(SEC)、「アメリカ公認会計士協会」(AICPA)等をはじめとする各国の会計基準設定機関や証券市場規制機関、会計士団体

も、それら新たな国際的諸問題に直接的、間接的に対応して、あるいはそれら国際機構や国際条約の対応に準じて新たな政策や行動を採ってきた。

これまでの『国際会計基準』生成をめぐる研究は、IASC・IASBと直接強く関わる、アメリカではAICPA、FASBやSEC、日本では日本公認会計士協会、企業会計審議会、企業会計基準委員会や金融庁、国際的にはIAC、IFAC、IOSCOなどの会議、団体、機関との交渉過程をその中心に、当然のことながら、展開されてきた。ここでは、同じ国際的ステージを対象としつつも、異なる視野であるいはより広い視野で、会計基準グローバル化の意義を国際環境変化の中で捉えたい。

『国際会計基準』という国際会計規制の中核的部分は、企業結合会計、連結会計による情報開示の要求である。これにより、今日の企業の在り方として世界的に支配的な多国籍企業の財務報告すなわち企業財務内容に関する情報開示を規制することができる。他方、そもそも多国籍企業規制を求める動きは発展途上諸国による国連での運動であり、開発、環境、資源、人権等に関して多国籍企業が途上国に及ぼす影響の何らかのコントロールを求めるものであった。

そこで、本稿では、発展途上国や先進国等の諸国家、国連等国際機関あるいは非政府組織(No Government Organisation, 略称NGO)等が、グローバル化の進展の下で、その大きな担い手である多国籍企業に対して、どのような要求や規制を行い、あるいは期待してきたのかを考察し、また、国際会計規制もその一環に関わるものであることを明らかにし、なおかつ当該会計規制と開発、環境、資源、人権等に対する国連等による規制との、成り立ちや目的、アプローチ、意義の点での異同も認識した

い。すなわち、

次のⅡ. では、国連が、1960年代に南北問題に本格的に取り組み始め、さらにこれと関連して1970年頃よりはどのように地球環境問題を認識し、各種会議や設置機関を通じて当該問題に取り組んできたのか、またこれらのことがグローバル化や多国籍企業の活動と関連するものであるのかを検討する。

続くⅢ. では、環境と開発が常に不可分のものとして論じられた「持続可能な開発」を基本理念とする国連等の地球環境問題取り組みで、地球レベルでの開発の一つの大きな主体である多国籍企業の行動や責任の問題がどのように扱われようとしてきたのかを検討する。

最後にⅣ. では、多国籍企業の活動による受入国に対する主に負の影響を抑止する規制に取り組んできた国連等に対して、世界の国々に経済的豊かさや国際平和をもたらすため、自由で無差別な貿易を促進するIMF-GATT体制の言わば本来の目的に沿った多国籍企業の行動指針として、OECD多国籍企業行動指針を取り上げ、それが多国籍企業の事業活動や投資活動をどのようなものとして評価・認識し、また、国連等での「持続可能な開発」を基本理念として経済開発の他、環境保護や資源保護、人権保護等に関する議論や実現の活動をどのように反映させ、さらにIASC等による国際会計規制の成果をどのように反映させているのかを検討する。

## Ⅱ. 国際連合と地球環境問題

グローバル化を特徴づける現象、あるいはグローバル化と共に認識される現象としては、国際貿易や国際金融の発展、多国籍企業の発達、直接投資を含む国際資本取引の発展のほか、国際的な物流ネットワークやサ

プライチェーン・マネジメントの発達、情報通信の発達、グローバル・スタンダードの増加、国家権力の後退と国際機関権力増大などがおもに挙げられる。他方、各国の経済活動や企業行動のグローバル化を内容とするグローバリゼーション進展の結果として、多国籍企業問題を含んだ地球環境問題をめぐる議論がしだいに国際的レベルで活発化し始めたのは、やはりIMF-GATT体制がおよそ二、三十年経過する1970年前後のことであった。また、「二一世紀が国際機関の出番をうながしている兆候をしめすキーワード」は、「IT（情報技術）革命」、「グローバリゼーション（地球化）」および「グローバル・ガバナンス（地球規模の統治）」の3つである<sup>4)</sup>。このグローバリゼーション世界の主な主体は多国籍企業であり、そのグローバルな活動の影響も多様でかつ国家という枠組みを超えたものとなる。この時、「国家や国際機構、市民社会や企業社会など多様な組織がアクター（行為者）となって、おたがいに連携しながら協力していく枠組み」であるグローバル・ガバナンスの構築が「二一世紀の人類が直面する最大かつ緊急の課題」<sup>5)</sup>となる。

実に、「国際連合」(United Nations, 略称UN, 通称「国連」)等も、グローバリゼーションによる各種の諸問題を認識し、それらの解決策としてグローバル・ガバナンスに取り組んでいると言えよう。そこで、およそ本稿の執筆に関わる範囲で、ここで国連等について簡潔に言及しておく。国連は、周知のように、「国際連合憲章」の下、国際平和維持（安全保障）や経済、社会、文化、人道上の国際協力実現・国際問題解決等を主要目的として、1945年に設立された国際組織である。同憲章は、国連の主要機関として、総会のほか、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁

判所、事務局の6主要機関を設けている。このうち、多国籍企業問題にもっとも関わる機関は、「経済社会理事会」である。この経済社会理事会は、経済、社会、文化、教育、保健の諸分野で、専門機関等を含む「国連ファミリー」の活動を調整するために設置された機関であり、毎年多数の準備会議、円卓会議、市民社会メンバーとのパネル・ディスカッションを開催している。また、経済社会分野の実質的な活動は、諸計画・基金、専門機関、関連機関により担われている。さらに、経済社会理事会は、協議資格を有する2870以上のNGOと協議をすることができる。NGOは、特別の経験や専門知識を有し、国連と市民社会を結びつける貴重な存在であると期待されている。「諸計画・基金」は、総会の補助機関であり、1960・70年代以降多数派となった第三世界からの加盟国の意向で「国連開発計画」(UNDP, 後述)や「国連環境計画」(UNEP, 後述)、「国連貿易開発会議」(UNCTAD, 後述)等、おもに開発関係の補助機関が設置されている。「専門機関」は、政府間の協定によって設けられ、経済・社会等の各分野において国際的責任を有し、国連とは別の国際法主体性を有する独立した国際組織ではあるが、国連との間で連携協定を締結しており、「国連ファミリー」に含まれる。これには、「国際通貨基金」(IMF)、「世界銀行グループ」、「国際労働機関」(ILO, 後述)や「世界保健機関」(World Health Organization, 略称WHO)等が含まれる。「関連機関」は、国連とは関係性を有するものの、専門機関としての連携協定を締結していない国際組織であり、「世界貿易機関」(WTO, 後述)や「国際原子力機関」(International Atomic Energy Agency, 略称IAEA)等が含まれる。

国連の主要目的の一つとして、世界の人々の

経済的・社会的福祉の実現があり、このための開発の必要性、先進国と開発途上国との格差是正の重要性が過去半世紀にわたり開催された国連の諸会議で表明され、努力されてきた。とくに、「経済開発」は、貧困・飢餓の撲滅に関わり、後発開発途上国への経済的支援が重要な課題であり、UNDPが各国への政策助言等を、世界銀行グループ、IMFやUNCTAD等の諸機関が政策アドバイス、技術提供、資金提供等を行っている。「社会開発」のうち健康に関してはWHOが各国政府の取組を支援してきた。「持続可能な開発」に関してはUNEP等が開発によりもたらされる環境問題に取り組んできた。開発と環境の問題は多国籍企業問題と深く関わるものである。

ところで、人権の国際的な保障も国連の主要目的の一つであり、1948年には各種の自由権、社会権に関する個人の人権について規定した「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights)を、1966年には社会権規約(International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)、自由権規約(International Covenant on Civil and Political Rights)、自由権規約の選択議定書の3条約からなる国際人権規約をそれぞれ採択している。ともに1976年に発効した社会権規約と自由権規約は、民族自決権、天然の富及び資源に対する権利について規定しており、多国籍企業問題とも深く関わりがある。経済社会理事会の補助機関として1946年に設立された世界人権委員会が、同委員会の組織改組で2006年に設置された国連人権理事会が総合的な政策ガイダンスの提供とともに、人権問題研究、新国際規範展開や人権遵守の監視等を行っている。

1972年6月、ストックホルムで国際連合人間環境会議(The United Nations Conference

on the Human Environment, 通称「ストックホルム会議」)が開催されている。世界114カ国が参加し、国連機関等を合わせて1300人を超える代表が参加した同会議は、地球規模で行われた初の環境問題の会合をなしていた。そこでは、環境問題が人類共通のテーマとして扱われ、「かけがえのない地球」(Only One Earth)を守るため、人間環境宣言、環境国際行動計画、環境問題に関する国際機構設立等が採択されている。その人間環境宣言では、人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則が必要であるとの観点から、環境に関する権利と義務、天然資源の保護、経済社会開発、開発の促進と援助等26項目の「原則」を設定した。また、人は尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等および十分な生活水準を享受する基本的権利を有するとともに、現在および将来の世代のため環境を保護し改善する責任を負うことを確認したものの、貧困こそ最大の環境問題でありその克服のためには開発が必要であると主張する途上国と今後は途上国を含め経済優先の姿勢を改めるべきであると主張する先進国との対立があった。

これに関連して、そもそも国連は1960年代に南北問題に本格的に取り組み始めている。すなわち、国連総会は、1963年に、発展途上国の経済開発促進と南北問題にある経済格差是正のため、国際連合貿易開発会議(United Nations Conferences on Trade and Development, 略称UNCTAD, 国連機関、本部はスイス・ジュネーブ)を設立した。同会議は、当時の多国籍企業に対する開発途上国の立場から、先進国に有利な経済制度を、貧しい開発途上国に経済的離陸の機会を与えるように改革しようという「新国際経済秩序」づくりの頂点に立つものであった。また、1964年スイス・

ジュネーブでの第1回UNCTAD総会時には、UNCTAD事務局初代事務局長であったアルゼンチンのラウル・プレビッシュのリーダーシップの下に発展途上国の発言力強化目的のため、アジア、アフリカ、中南米の諸国で77カ国グループ（Group of 77, 略称G77。2009年現在、参加国130カ国）が形成された。

他方で、地球規模での環境問題については、1969年に、国際科学会議（International Council for Science, 略称ICSU）が、環境問題を扱う初の世界的学術団体となる、環境問題科学委員会（Scientific Committee on Problems of the Environment, 略称SCOPE）を設立している。また、資源、人口、経済、環境破壊、軍備拡張等の全地球的な問題に対処するため1970年に設立されたローマクラブ（Club of Rome）がマサチューセッツ工科大学のデニス・メドウズを主査とする国際チームに研究委託して完成した報告書「成長の限界」<sup>6)</sup>が、1972年、上記国際連合人間環境会議開催直前に、ローマクラブから発表されている。同報告書は、世界人口が爆発的に増加しつつあり、天然資源の減少、食糧不足、汚染増加等がこのまま継続すると、今後100年の間に地球上の成長は限界に達すると警鐘を鳴らしている。

ところで、1972年12月第27回国連総会決議で、上記1972年6月ストックホルムの国際連合人間環境会議で採択された環境国際行動計画の実施機関として、国連環境計画（United Nations Environment Programme, 略称UNEP）が設立された。

その後、1973年第1次石油危機、1979年第2次石油危機等を経て、1980年に国際的な自然保護団体である国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature, 略称IUCN）は、上記UNEPの委託

を受け、世界自然保護基金（World Wildlife Fund, 今日の世界自然保護基金 World Wide Fund for Nature, 何れも略称WWF）などの協力の下、世界保全戦略（World Conservation Strategy, 略称WCS）を発表した。同戦略は、地球環境保全と自然保護の指針を示すもので、上記1972年国際連合人間環境会議の人間環境宣言・環境国際行動計画で提示された原理を発展させ、具体的な行動指針として展開している。また、何よりも今日でもなおいっそう有効なものと言える「持続可能な開発」（sustainable development）概念を初めて公表したのものとして知られている。

1982年5月ケニアのナイロビで、「国連環境計画管理理事会特別会議」が、上記ストックホルム会議10周年を記念して開催された。同特別会議では、地球環境保全のため人類の果たすべき責任に言及した「ナイロビ宣言」、次の10年間に国連システムが取り組むべき活動に関する「1982年の環境：回顧と展望」等についての決議を採択した。翌1983年の国連総会で、ナイロビ会議での日本の提唱を契機とする「環境と開発に関する世界委員会」（World Commission on Environment and Development, 略称WCED, ブルントラント・ノルウェー首相を委員長とする。通称「ブルントラント委員会」）の設立が決議され、続く1984年にWCEDが発足した。WCEDは、1987年4月、報告書「我ら共通の未来」（Our Common Future）を公表している。同報告書では、先進国と途上国との地域間公平、現世代と将来世代との世代間公平の確保という視点を強調しながら、「持続可能な開発」の実現を提唱している。

1991年、上記IUCNは、上記1980年版の改訂版とも言える「新世界保全戦略—かけがえない地球を大切に—」（Caring for the Earth）

を策定し、世界各国による国別保全戦略策定の促進をはかった。

翌1992年、リオ・デ・ジャネイロで、「環境と開発に関する国際連合会議」(United Nations Conference on Environment and Development, 略称UNCED, 別称「地球サミット」The Earth Summit)が、ストックホルム会議20周年を記念して開催されている。世界約180カ国の首脳のほか、NGO、メディア関係者等を含めて約2万人もが参加する大規模な会議となっている。そこでは、ストックホルム会議以来高まりを見せる地球環境問題への関心を背景に、持続可能な開発という基本理念の下に、環境的に持続可能で、かつ社会的に公平な開発の促進を基本原則とする「環境と開発に関するリオ宣言」(Rio Declaration on Environment and Development, 通称「リオ宣言」)、持続可能な開発の実現のため実行すべき行動計画である「アジェンダ21」(Agenda 21)および「森林原則声明」(The Declaration of Forest Principle)が採択され、現在および将来の気候を保護することを目的として地球温暖化問題に対する国際的枠組みを設定した「気候変動に関する国際連合枠組条約」(United Nations Framework Convention on Climate Change, 通称「気候変動枠組条約」、略称UNFCCCまたはFCCC)および生物多様性の保全や遺伝資源利用利益の公平な配分を目的とする「生物多様性条約」(Convention on Biological Diversity, 略称CBD。なお、締約国会議Conference of Partiesの略称COPを宛てるのは厳密には誤用といえる)が署名開放された。その中でとくに、「リオ宣言」は、持続可能な開発を実現するための基本原則であり、環境と開発をめぐって先進国と途上国との間で交わされた議論の到達点を集約したもので、持続

可能な開発に高い関心を持つ人類が自然と調和して健康で生産的な生活を送る権利、自国の資源を開発する権利、現在および将来の世代の開発および環境上の必要性を公平に満たす開発の権利の行使、環境保護と開発の不可分性、貧困の撲滅に向けた国際協力等27原則を宣言したものである。また、「アジェンダ21」は、持続可能な開発を実現するために各国および関係国際機関が実行すべき行動計画であり、条約のような拘束力はないものの、「リオ宣言」実行のための4セクション全40章から構成される行動綱領であり、行動計画実現のための人的、物的、財政的資源の在り方についても規定している。すなわち、第1章前文に続いて、セクションⅠ. 社会的・経済的側面(第2章~第8章)、セクションⅡ. 開発資源の保護と管理(第9章~第22章)、セクションⅢ. 主たるグループの役割の強化(第23章~第32章)およびセクションⅣ. 実施手段(第33章~第40章)で構成されている。具体的には、第2章開発途上国における持続可能な開発を促進するための国際協力と関連国内施策、第3章貧困の撲滅、第27章NGOの役割の強化: 持続可能な開発のパートナー、第30章産業界の役割、第33章資金源及びメカニズム、第34章環境上適正な技術の移転、協力及び対応能力の強化および第37章開発途上国における能力開発のための国のメカニズム及び国際協力等が含まれる。

「地球サミット」のさらに10年後の2002年8月、南アフリカ・ヨハネスブルクで「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(World Summit for Sustainable Development, 略称WSSD, 通称「環境・開発サミット」, 「ヨハネスブルク・サミット」)が開催されている。世界190カ国の政府の代表団、104人の首脳のほか、産業界やNGO、メディア関係者等を含め約6万人以

上が参加している。同会議は、上記「アジェンダ21」実施状況の点検とその取組みの強化を目的とするものであった。同会議では、持続的な生産や消費のあり方、途上国への資金援助や技術移転、国連等の国際組織の強化など「アジェンダ21」策定後の成果および新たな取組みが必要とされる分野、「地球サミット」以降現れたグローバリゼーション進展に伴う貧富の差の拡大、1997年「気候変動に関する国際連合枠組条約」京都議定書の早期発効等の具体的なテーマに関する「ヨハネスブルク宣言」が採択された。同サミットで採択された「実施計画」中に、「リオ宣言を基礎に、企業の責任と説明責任を積極的に促進する。これは、政府間協定および措置の十分な展開および実質的な実施、国際的イニシアチブおよび公的・私的パートナーシップ、適切な国内規則、ならびにあらゆる諸国における企業活動の継続的進展の支援を通じてなされる」という文言が盛り込まれた<sup>7)</sup>。

以上に示された、1964年第1回国際連合貿易開発会議、1972年国連人間環境会議、1982年国連環境計画管理理事会特別会議、1992年環境と開発に関する国連会議および2002年持続可能な開発に関する世界首脳会議を通じて行われた、一連の地球環境問題をめぐる国際連合の議論で認識されることは、先進国の求める環境保全と途上国の求める経済開発との対立、環境資源に対する国家主権を主張する途上国側の立場と地球環境を全人類の言わば公共財と見る先進国側の立場の相違の鮮明化、国連加盟国代表以外で環境議論に参加する市民社会やNGO等の増加・重要性上昇、多国籍企業の活動による影響やその責任に対する関心の高まり、地球環境がバナンスの観点からの一定の合意形成である。

### Ⅲ. 地球環境問題と多国籍企業問題

「持続可能な開発」の概念は、国連環境計画の委託を受けて国際自然保護連合が1980年に発表した世界保全戦略で初めて示されたものであるが、当該概念は国連の枠内を越えて今日でも有効である、あるいは国連の委員会で提示した概念であるからこそ、今日の世界で有効なものとなっている。また、同戦略が上記1972年国際連合人間環境会議の人間環境宣言・環境国際行動計画で提示された原理を発展させ、具体的な行動指針として展開しており、その後の国連の地球環境問題に関する議論では「持続可能な開発」が基本理念として据えられている。したがって、環境と開発は常に不可分に論じられてきた。そして、地球レベルでの開発の大きな主体の一つとして多国籍企業が、グローバリゼーションの進展とともに重要性を増してきた。したがって、地球環境問題の中でも多国籍企業の行動や責任の問題はしだいにかなり比重の高いものとなっており、なおかつ解決が困難なものようである。グローバリゼーション進展の申し子とも言える多国籍企業に対しては、逆に当該進展に伴う貧富の差の拡大等地球規模の課題に取り組むことが、地球環境問題に関する国連の議論を契機として、言わば大いに期待されることとなった。つまり、持続可能な開発を前提に、企業は、その活動にあたり地球社会の構成員として社会的責任を有し、地球環境や人権の尊重、労働者の権利・環境等に関して、国際的に認められた法令や各種ルールを遵守し、実践することを通じて、地球市民として国際社会の発展に貢献することが求められるものとなった。

こうして、1970年代以降の企業の社会的責任を問う国際的動向の下で、国際組織や民間団

体による企業行動原則、規格、ガイドライン等の策定が行われており、これらには国際人権基準（International Human Rights Standard）、すなわち世界人権宣言に基づく社会権規約、自由権規約や児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）、ILO諸条約が取り入れられている。これらは、自国の枠を超え、国際的にも、政治的、経済的にも大きな影響力を持ち始めた多国籍企業の行動を規制する試みではあったが、何れも任意的な文書であり、多国籍企業や国家に対する拘束力を持たなかった<sup>8)</sup>。

また、1970年代半ばから90年代半ばにかけて、多国籍企業を法的に規制する多数国間条約を作ろうとする動きが、主としてG77等発展途上国主導で展開された。まず、1974年国連総会で「新しい国際経済秩序の樹立に関する宣言」（Declaration on the Establishment of a New Economic Order、通称「新国際経済秩序樹立宣言」）を採択している。同宣言では、多国籍企業が活動する国家の国内経済上利益となる措置をとることによる多国籍企業活動の規律・監督（4（g）項）が、新国際経済秩序が依拠すべき原則の一つとして掲げられている。さらに、同年国連総会で採択された「国家の経済的権利義務憲章」（Charter of economic rights and duties of states）では、管轄内で活動する多国籍企業を規律・監督する権利を国家は有すること、多国籍企業は受け入れ国の内政を干渉してはならないこと（第2条（b））が明記されている<sup>9)</sup>。これらの「宣言」、「憲章」は国連総会決議であり、国家や多国籍企業を拘束するものではない。

1974年、国連は、経済社会理事会の下に多国籍企業センター（Centre on Transnational Corporation）と多国籍企業委員会（Commission

on Transnational Corporation）を設置した。同委員会が多国籍企業の行動綱領を策定する作業を政府間で開始し、1983年「国連多国籍企業行動綱領草案」（The draft United Nations Code of Conduct on Transnational Corporations）を完成させ、1990年に同改訂版を公表した。しかし、その間、同委員会では単なる勧告形式の原則宣言を望む先進国と多国籍企業と国家を法的に拘束する国際文書を期待するG77諸国の意見が鋭く対立していた。やはり、その後もアメリカや多国籍企業とG77諸国間の対立が解消されなかったため、1992年には行動綱領採択に向けた交渉は暗礁に乗り上げた。

その結果、最後に、多国籍企業行動綱領は採択されることなく、放棄された。また、1993年、国連多国籍企業センターは財政難と構造改革を理由に廃止された。さらに、国連多国籍企業委員会も国連貿易開発会議UNCTADの国際投資・多国籍企業委員会となった<sup>10)</sup>。皮肉なことに、すでに冷戦終結後は、発展途上国への投資が減少したため、多国籍企業の進出に対する発展途上国の対応もある程度前向きなものとなっていた。

このように、企業の社会的責任をめぐる原則・指針等は、国際機関や民間団体による、拘束力のない任意的な文書として策定されてきた<sup>11)</sup>。これらは、多国籍企業の進出や投資に伴いに伴い生じる環境、開発、資源、人権、労働等の諸問題に関わるものであった。何れも、先進国や多国籍企業の反対もあり、成功していない。

ところが、国家、企業、NGOが協働して企業の社会的責任に関する規範作りに取り組んだ事例で、国家、NGO、企業の立場と思感が合致した結果、実現したのが見られる。すなわち、「紛争ダイヤモンド」等ダイヤモンド不正

取引の阻止を目的とした「キンバリー・プロセス認証制度」(略称KPCS, 2003以降実施)と人権、業務の安全確保などについて自主的に提起した原則「安全と人権に関する自主原則(Voluntary Principles on Securities and Human Rights)」である。これらは、企業の社会的責任を規律する国際法規範成立を回避したいが、実力面で国家を凌駕しかねない多国籍企業の行動を何らかの形で規律すべきと考えた「先進国」、企業の社会的責任を原則的に承認し、企業による利潤追求と国際人権基準の遵守を両立させることはあらゆるステークホルダーに対する説明責任を果たすことになると考えた「企業」、国連・環境NGOが目指す国際法規範による企業の直接的規律は実現困難であり、多国籍企業の行動を国際人権基準に沿った形で規律すべきことは緊急課題であると考えた「NGO」の三者の立場、思惑が合致した結果であると考えられている<sup>12)</sup>。

#### IV. 多国籍企業の国際投資と国際会計基準

国連は、およそ1970年頃より地球環境問題をめぐる国際的討議の場を設け、リードする中で、「かけがえない地球」や「持続可能な開発」という概念を設定し、地球環境ガバナンスを国際平和等の目的と並ぶ主要目的として、それに取り組んできた。その時期、IMF-GATT体制も約四半世紀経過し、経済のグローバル化が進んだ結果、その申し子とも言える多国籍企業の国際的な企業活動、投資活動が進出先諸国等に対しだいに大きな影響を与えるようになってきた。

そこで、多国籍企業の進出や投資に伴い生じる環境、開発、資源、人権、労働等の諸問題に関わる、企業の社会的責任をめぐる原則・指針

等が、国際機関や民間団体により、拘束力のない任意的な文書として策定されてきた。これらは、多国籍企業の国際的活動により生じる、各国や世界に対する各種の負の影響を抑止することを目的とした、ある種の国際的な目標、取り決めやルールであった。

これに対して、IMF-GATT体制の言わば本来の目的に沿った多国籍企業に関する国際的行動指針が「OECD多国籍企業行動指針」(後述)である。そもそも、自由貿易を円滑にするための各国間の安定的な為替レート設定を目指すIMFと関税や輸出入制限等の貿易障害を取り除き、自由で無差別な貿易の促進を目的とする国際経済協定であるGATTによる体制は、各国の関税引上げ、貿易数量制限、為替制限等による貿易障害が1930年代の世界大不況や第二次世界大戦の原因であったという反省から成立したものである。したがって、IMF-GATT体制が有効に機能することによる、各国および世界の貿易総額や投資総額の増大、経済成長、各国経済の相互依存関係の強化、多国籍企業の増加・成長は、世界に経済的豊かさや国際平和をもたらすものとして、所期の目的達成を意味する。したがって、「OECD多国籍企業行動指針」は、第一に、各国や世界に対して各種の有益な影響を与える多国籍企業の国際的活動を支援、促進し、第二に、負の影響をもたらすその活動を抑制することを目的とする、ある種の国際的な目標や取り決め、ルールであった。

また、国際条約として機能したGATT体制を発展、強化させたものとして生まれた常設機関であるWTOの前提には、グローバル化の進展に対応して策定され、加盟国締結により成立した「WTO協定」(後述)があり、また同協定の一部としてとくに「貿易関連投資措置協定」(Agreement on Trade Related

Investment Measures, 略称TRIMS協定。)があり, これも多国籍企業が進出先の国で直接投資を円滑に行えるようにするための取り決めである。

まず, 1976年, 「経済協力開発機構」(Organization for Economic Co-operation and Development, 略称OECD) は, 「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」(Declaration on international Investment and Multinational Enterprise) の一部として, 「OECD多国籍企業行動指針」(OECD Guidelines for Multinational Enterprise, OECD多国籍企業ガイドラインとも言う。)を採択した<sup>13)</sup>。

同宣言は, まず,

国際投資が, 世界経済において重要性を増大してきたこと及び加盟国の発展に大きく寄与してきたこと, 多国籍企業が, この投資の過程において重要な役割を果たしていること, 加盟国による協力が, 外国投資環境を改善し, 経済的及び社会的発展に対する多国籍企業の積極的寄与を促進し, 並びに多国籍企業の各種の活動から生ずる困難を最小にしかつ解決することを可能にすること, ……を考慮して次のとおり宣言する。

で始まる。すなわち, 国際投資そのものが世界経済において重要性を増し, OECD加盟国の発展に大きく寄与してきた, そしてこのような国際投資の過程で多国籍企業が重要な役割を果たしてきたと認識している。すなわち, 多国籍企業がOECD加盟国の発展に大きく貢献してきたと認識している。また, 加盟国がなおいっそう協力することにより, そのような外国投資環境の改善, 経済的及び社会的発展に対する多国籍企業の積極的貢献の促進, 並びに多国籍企業の各種活動から生ずる困難の最小化・解決が

可能となると判断している。これに次のような宣言内容が続く。

- I 加盟国は, 自国の領域内で事業活動を行っている多国籍企業に対し, 附属書に定める行動指針を遵守するよう共同して勧告する。
- II 加盟国は, 自国の領域内で事業活動を行いかつ外国人に支配されている企業に対し, 国内企業に与えられる待遇よりも不利でないものを与えるべきである。
- III 加盟国は, 国際直接投資に対する公的な促進要因及び抑制要因となっている措置を可能な限り透明なものとする。
- IV 理事会は, 上記事項に関し相互に協議する用意がある。

上記「宣言」の下に, その附属書「OECD多国籍企業行動指針」が続く。まず, 同「行動指針」の1では,

多国籍企業は, 今や加盟国の経済及び国際経済関係において重要な役割を果たしており, この役割について各国政府の関心が増大している。多国籍企業は, 国際直接投資を通じ, 資本, 技術及び人的資源の国家間における効率的な利用に寄与することにより多国籍企業の本国及び受入国に実質的な利益をもたらすことができ, また, このようにして, 経済的及び社会的福祉の増進のために重要な役割を果たすことができる。

とし, 多国籍企業およびその国際投資活動がその本国, 受入国や加盟国に有益な影響を与えていると認識し, 反面,

しかしながら多国籍企業による国家のわく組を超えた事業活動の組織化の進展は, 経済力の集中の濫用及び国の政策目標との衝突をもたらす可能性がある。

更に、これらの多国籍企業の有する複雑性並びにその多様な組織、事業活動及び方針を明確に認識することの困難性は、時として懸念を生じさせる。

と、多国籍企業の国境を超えた組織的膨張による強大で不当な経済的活動や各国の政策との衝突可能性、多国籍企業の複雑性、多様な組織・事業活動・方針の認識困難性を懸念している。

こうした多国籍企業の活動による諸国家への影響の功罪を前提に、2では、

加盟国の共通の目標は、経済的及び社会的発展に対する多国籍企業の積極的な寄与を促進すること並びにその各種の事業活動がもたらす困難を最小にしかつ解決することにある。

としている。さらに、6では、

行動指針の遵守は、自発的なものであり、法的に強制し得るものではない。

と強制力のない任意文書であるとしている。

このような前提の下、具体的な多国籍企業の行動指針の構成は次のようになっている。

[一般方針] (1)～(9)

[情報公開]

[競争] (1)～(4)

[財務]

[課税] (1)・(2)

[雇用及び労使関係] (1)～(9)

[科学及び技術] (1)～(3)

この中で国際会計に直接関連するものは、「情報公開」(Disclosure of Information)であり、次のように示されている。

企業は、その事業活動の経済的な性格及び相対的規模、事業機密上の要請並びに費用に対し妥当な考慮を払いつつ、事業活動が行われるそれぞれの国の国内法に基づいて公開される情報に追加して、公衆の理解を向上させるために適した形式により、この目的に必要なとされる限度において、企業全体としての組織、活動及び方針について十分な量の事実に関する情報を公表すべきである。企業は、この目的のために、特に次の事項に関する情報を含め、企業全体に係る財務諸表及び他の関連情報を合理的な期間内に定期的に(少なくとも毎年1回)公表すべきである。

- (i) 親会社の名称及び所在地、その主要関連会社並びに当該関連会社間の株式持合いを含む直接及び間接の当該関連会社における株式保有比率を示す企業の組織、
- (ii) 事業活動が行われる地域並びに親会社及び主要関連会社により当該地域において行われる主たる活動、
- (iii) 地域ごとの事業活動の実績及び販売高並びに企業全体の主要業務における販売高、
- (iv) 地域ごとの重要な新規投資及び、実行可能な限り、企業全体の主要業務ごとの重要な新規投資、
- (v) 企業全体の資金の源泉及び使途の計算書、
- (vi) それぞれの地域ごとの平均従業員数、
- (vii) 企業全体の研究開発費用、
- (viii) 企業構成体間の価格設定に関する方針、
- (ix) 連結決算に関する会計上の方針を含め、公表される情報を作成するに当たって遵守される会計上の方針。

上記のなかで、「事業機密上の要請並びに費用に対し妥当な考慮を払いつつ」として、企業機密と情報公開コストに配慮しているのは、「行動方針」が強制力のない任意文書であることの反映であろうと考えられる。また、「事業活動が行われるそれぞれの国の国内法に基づい

て公開される情報に追加して、公衆の理解を向上させるために適した形式により、この目的に必要とされる限度において、企業全体としての組織、活動及び方針について十分な量の事実に関する情報を公表すべきである」として、多国籍企業の受入国の国内法に基づく情報公開に加えて、企業全体の組織・活動・方針に関する十分な情報の公表を要請している。しかも、(i)～(ix)の事項に関する情報を含め「企業全体に関する財務諸表及び他の関連情報を合理的な期間内に定期的に(少なくとも毎年1回)公表すべきである」として、企業グループの資本結合関係や地域別セグメント情報を含む連結会計による情報開示を要請している。

この「情報公開」の部分に記載された背景<sup>14)</sup>は、多国籍企業の実体が複雑でどのような企業なのかよくわからないという批判がたびたび揚がることであった<sup>15)</sup>。したがって、「行動指針」に情報公開に関する項を設けることについて、「国際投資・多国籍企業委員会」(Committee on International Investment and Mutinational Enterprises, 略称CIME)<sup>16)</sup>内で早くから合意が存在していた。次に、情報公開の開示先を受入国の政府に対してのみとするか、一般公衆に対するものとするかが議論されたが、当該「行動指針」の目的が多国籍企業の政策や目的に関する理解の増進にあることから、後者の一般公衆とすることで合意された。また、公表内容をどのようなものとするかも問題となった。企業の自主性を重視し、企業に対し簡潔かつ一般的に情報の開示を求めれば良いとする加盟国と、企業活動に関する開示の内容をある程度詳細に規定し、その内容も企業の一般的活動に加え企業の投資計画に関する情報および企業会計上の細目も含むべきである主張する加盟国があった。採択されたものは、直前

に事務局より提出されたそれらの中間案であった。すなわち、多国籍企業の透明度の低さからくる批判や懸念を除くため、各国の国内法に基づく公開情報に加えて、公衆の理解の向上に資する情報を公表することが定められた。「行動指針」における「情報公開」項目の記載は、各国ごとに大きく相違する企業財務内容開示制度にもかかわらず、公衆の理解に資することを目的として一定の統一的な基準を定めたという点で評価できる。もちろん、財務諸表作成基準は各国ごとに異なるため、企業間の財務諸表比較可能性は著しく低い。

ところで、「OECD多国籍企業行動指針」は、その後、1984年、1991年、2000年と改訂されている。2000年は、「IAS2000」がIOSCOに承認され、各国が遵守すべきグローバル・スタンダードとしての国際会計基準が成立した年であり、その年の改訂版<sup>17)</sup>は、次のような構成となっている。

序文	1.～10.	VI. 贈賄の防止	1.～6.
I. 定義と原則	1.～10.	VII. 消費者利益	1.～6.
II. 一般方針	1.～11.	VIII. 科学及び技術	1.～5.
III. 情報開示	1.～5.	IX. 競争	1.～4.
IV. 雇用及び労使関係	1.～8.	X. 課税	
V. 環境	1.～8.		

「序文1.」では、まず、同「行動指針」が多国籍企業に対して政府が行う勧告であるとしている。その目的を、企業の活動と政府の政策との間の調和の確保、企業と企業が活動する社会との間の相互信頼の基礎の強化、外国投資環境の改善の支援および多国籍企業による持続可能な開発への貢献の強化としている。この「持続可能な開発」という文言は、1976年版にはなく、その後記載されたものであるが、この

2000年版では、同じ「序文」5., 10. の他、「一般方針1.」および「環境」の全6回記載されている。「序文5.」では、

多国籍企業は、社会面、経済面及び環境面での目標間の整合性確保を追求する持続可能な開発のために、最良の施策を実施する機会を有している。持続可能な開発を促進する多国籍企業の能力は、開放的、競争的、そして適切な規制の下にある市場の中で貿易及び投資が行われるときに大きく強化される。

と2回記載され、多国籍企業の活動と「持続可能な開発」との両立、さらに従来のIMF-GATT体制以来目指していた自由で、無差別で、適切に規制された市場での貿易、投資により、それらが一層発展するとしている。もちろん、「持続可能な開発」の文言は、II. で述べたように、IUCN国際自然保護連合がUNEP国連環境計画の委託を受け1980年に発表した「世界保全戦略」で初めて公表した概念である。OECDの「OECD政策フォーカス(No. 29-2001年8月)」による2000年「行動指針」の解説でも、過去に行われた改定と比べると、本文の改定は大幅であり、「持続可能な開発という課題の中核となる経済面、社会面、環境面の要素を一層強く打ち出している」と指摘されている。また、国際的な労働基準や人権に関する提言、1999年「OECDコーポレート・ガバナンス原則」(OECD Principles of Corporate Governance, 2004年改訂)等も反映、導入されていると指摘されている。

「序文2.」では、国際的事業の大きな構造変化を指摘し、「サービス産業及び知識集約産業の隆盛とともに、サービス企業及び技術的企業が国際市場に参入してきた」とか、「大規模な国際的合併が行われる傾向がある」とか、「中

小企業による外国投資も増加している」と指摘している。これは、それまでのIMF-GATT体制進化の成果、とくに1986年-1995年のGATTウルグアイ・ラウンドの結果締結された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization, 通称WTO設立協定)とその付属書1～4に含まれる諸協定を合わせた「WTO協定」の発効の成果を反映したものとなっている。

国際会計基準成立と関わる部分は、「III. 情報開示」である。その1. では、

企業は、その活動、組織、財務状況および業績について、時宜を得た、定期的な、信頼性のある妥当な情報の開示を確保すべきである。この情報は、企業全体について、及び然るべき場合には事業系統毎又は地域毎に開示されるべきである。……

とし、タイムリー・ディスクロージャーや事業別、地域別セグメント会計を要請している。また、その2. では、

企業は、情報開示、会計及び監査に質の高い基準を適用すべきである。また、企業は環境及び社会的な報告を含めた非財務情報についても、然るべき場合には質の高い基準を適用することを奨励される。財務及び非財務情報の編集及び公表の基準又は方針は報告されるべきである。

とし、財務情報と環境報告や社会的報告などの非財務情報にも、質の高い基準の適用を要請している。とくに質の高い会計基準の要請は、「行動指針」改定の同年直前にIOSCOに承認された「IAS2000」を想定、期待したものと考えられる。なぜならば、非財務情報についてのみ、

上記「OECD政策フォーカス（No. 29-2001年8月）」では、「社会、環境、リスクに関する報告のように、いまだに報告の基準が提案・形成されている領域におけるコミュニケーションを奨励」と「各章の概要 Ⅲ. 情報開示」で説明しているからである。また、その3. では企業グループの資本結合関係の情報開示を要請し、さらにその5. では、追加的情報として、言わばIR（Investor Relations）情報の公表を奨励している。

最後に、会計に関わる事柄として、「Ⅵ. 贈賄の防止 5.」で、

贈賄及び腐敗行為を抑制する経営管理制度を採用し、また、「簿外勘定」若しくは秘密勘定の設定又は関連する取引が適正かつ公正に記録されていない文書の作成を防止する財務及び税務会計並びに監査実務を採用する。

と、内部統制機能を有する会計制度の企業内採用を要請し、企業会計の機能に期待を示している。

## V. むすび

1970年代頃より国連を中心として議論されてきた地球環境問題では、「持続可能な開発」実現の方向で取組まれることとなった。すなわち、発展途上国の貧困撲滅のための経済開発と、環境保護や資源保護、人権保護との両立の模索が進められてきた。その際、先進国側に本国を有する多国籍企業が、途上国側に資源開発、生産活動等のため直接投資するという点で、多国籍企業は経済開発や南北問題等の言わば国際経済の最前線で活動する大きな主体として認識されることとなった。

「持続可能な開発」を基本理念とする国連等の地球環境問題取り組みでは、環境と開発は常に不可分のものとして論じられ、地球レベルでの開発の一つの大きな主体である多国籍企業の行動や責任の問題がますます重要性を増し、受入国の途上国側による多国籍企業規制要求が高まるとともに、逆に環境保護や資源保護、人権保護、能力開発、技術移転等の国際的役割に関する多国籍企業に対するある種の期待も現れ始めた。そこで、1970年代以降、多国籍企業の社会的責任を問う国際組織や民間団体等による、企業行動原則、規格、ガイドライン等が策定されたが、これらは拘束力のない、任意文書であり、先進国や多国籍企業の反対でほとんど成果をあげていない。

OECD多国籍企業行動指針は、国際投資の世界的重要性の増大と加盟国発展に対する貢献、そこでの事業活動や投資活動を通じた多国籍企業の役割を高く評価し、その上いっそう国際投資環境を改善し、加盟国・受入国の経済的・社会的発展に対する多国籍企業の貢献を促進し、逆に大規模化し多様化した事業活動を推進する多国籍企業による受入国等に対する負の影響を抑制するため、「持続可能な開発」を基本理念とした国連等での経済開発や、環境保護、資源保護、人権保護等に関する議論や活動を反映させ、さらにIASC等による国際会計規制の成果を着実に反映させている。

グローバリゼーションの下で国際会計規制の関わりが直接及ぶのは、WTO、OECDやIOSCOの対象とする資本取引、サービス、途上国経済、多国籍企業の支援・規制、投資家保護に関わる事項であり、間接的に及ぶのは、国連やOECDによる多国籍企業活動に対する懸念を媒介とした開発、環境、資源、人口等に関わる事項である。

従来は、『国際会計基準』成立の背景として、IASC・IASBやIOSCO, SEC, 各国証券市場等による投資家のための期待・要請の面だけ取り上げられ、強調されてきたが、本稿ではそれら以外の、あるいはよりずっと広く、国際機関等による活動のステージ言わば国際環境を検討してみた。

それは、『国際会計基準』成立の背景ではあるものの、直截には指摘しがたい伏線として存在するものと考えられる。OECDとIMF-GATT体制とは、自由主義圏の経済的・社会的豊かさや平和を達成するという目的を有するという点ではもとより一体的なものである。

これに対し、地球環境問題を認識し解決を目指す国連が「持続可能な開発」をその基本理念とし、より具体的に地球環境がガバナンス問題に取り組む時、国連に限らずあらゆる国際組織は開発の有力な担い手としての企業の環境保護責任を認識し、さらに言わば地球環境保護を媒介としたコーポレート・ガバナンスや企業の社会的責任の問題を認識し、それに取り組みざるをえなくなる。この時、組織も活動も複雑で巨大化する多国籍企業に対し、それらの透明性を求めるOECD等の国際組織や受入国、加盟国は納得できる情報開示を求めることになる。その有力な手段は、グローバリゼーションの進展や「持続可能な開発」を求める国連等の国際組織の活動を認識しつつ活動してきたIASC等による『国際会計基準』等で作成される企業財務情報であった。また、1976年以来の「OECD多国籍企業行動指針」の展開と1975年以来のIASC「国際会計基準」の展開とはシンクロ関係にあると言える。

しかし、次のことも指摘しておかなければならない。まず、任意文書とは言え「OECD多国籍企業行動指針」が採択された原因は、その

目的が加盟国間の直接投資の便宜を図ることにあったからであり、受入国側の理解を高め、あるいは懸念を除き、多国籍企業の進出、直接投資を円滑化、促進することにあったからである。したがって、IOSCO等が求めるIASC・IASB『国際会計基準』準拠の企業財務情報が第一に世界の投資家の要請により、次に海外で資本調達する多国籍企業によるものであるのに対し、「OECD多国籍企業行動指針」が求める情報開示は、たとえそれと同一の内容となったとしても、受入国側の要請によるものである。

そもそも、対外投資を大きく直接投資、証券投資、その他に分けると、多国籍企業はその直接投資者であり、また資本調達者でもありうる。国際的投資家は証券投資者であり、この国際的投資家が機関投資家で多国籍企業である場合もある。この場合、多国籍企業は、直接投資者であり、資本調達者であり、証券投資者でもありうる。したがって、直接投資者や資本調達者としては情報開示を要求され、証券投資者としてはそれを要求することとなる。また、何れの立場であっても、財務内容情報の中心を成す連結財務諸表の作成基準たる会計基準が、IOSCO等に容認された国際的に統一された基準、グローバル・スタンダードであることが、もっとも利便性が高く、また一般投資家や、多国籍企業を監視する受入国、各国証券市場、IOSCOやOECD、国連等の国際組織にとっても同様である。

附記：本稿は、名古屋学院大学2008年度研究奨励金による研究成果の一部である。

## 注

- 1) 本稿では、IAS国際会計基準と、IFRS国際財務報告基準を含めて、その上それら以外に期待さ

- れるものをも含めた、広い意味での国際的な会計基準を『国際会計基準』と表記する。
- 2) 拙稿「国際経済の発展とIASCの成立」名古屋学院大学論集(社会科学篇), Vol. 42 No. 4, 2006年3月, 31-45頁。
  - 3) 広瀬義州著「IFRS財務会計入門」中央経済社, 2010年2月, 188-9頁。
  - 4) 原康著「新版 国際機関ってどんなところ」岩波ジュニア新書, 2007年, 2頁。
  - 5) 原康著, 上掲書, 12頁。
  - 6) D.・H.・メドウズ/J. ランダーズ他著, 大来佐武郎監訳「成長の限界—ローマ・クラブ『人類の危機』レポート」ダイヤモンド社, 1972年。
  - 7) 山口公土稿「企業の社会的責任に関する国際的指針—国際人権基準に焦点をあてて」人権政策研究会, 2007年, 12頁。
  - 8) 山口公土稿, 上掲論文, 8頁。
  - 9) 山口公土稿, 前掲論文, 8-9頁。
  - 10) 山口公土稿, 前掲論文, 9頁。
  - 11) 山口公土稿, 前掲論文, 12頁。
  - 12) 山口公土稿, 前掲論文, 12-13頁。
  - 13) 「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」および「OECD多国籍企業行動指針」からの本文の引用文は、次の文献による。  
福田弘編「多国籍企業の行動指針OECD宣言の解説」1976年12月, 日本経済新聞社, 付属資料213-28頁。
  - 14) 「情報公開」項目に関する問題と経緯については、福田弘編, 上掲書, 133-6頁を参考とした。
  - 15) 多国籍企業の複雑性等についての指摘・懸念については、多国籍企業の社会政策に関する世界で唯一の任意的な指針であるILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy (1977年採択, 2000年, 2006年改定) の第1項にも挙げられている。
  - 16) 1975年1月OECD理事会決議により設置された、多国籍企業全般を取り扱う、政策志向型作業に重点を置いた委員会。福田弘編, 上掲書, 上掲書104-5頁。2004年4月OECD改革の一環として、「資本移動・貿易外取引委員会」(Committee on Capital Movements and Invisible Transactions)と統合されて「投資委員会」(Investment Committee)へ改組される。
  - 17) 外務省訳「OECD多国籍企業行動指針【仮訳】」2000年6月。なお、平成17年9月, 外務省は、2000年改訂のポイントとして、本文については、「環境, 労働環境, 情報開示の記述をアップデートし, 贈賄防止, 消費者利益配慮について新たな章を設けるなど大幅な改訂が行われた。」とそのホーム・ページで紹介している。